



児玉本社が小島鐵工所<6112>株式の大量保有報告書を提出



小島鐵工所<6112>について、児玉本社が8月21日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「提出者は、発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の全て（但し、発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、発行者株式を非公開化することを目的とした重要提案行為等を行うことを予定しています。具体的には、提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき発行者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を発行者に要請する予定であり、提出者は、本臨時株主総会において、当該各議案に賛成する予定です。」によるもの。

報告書によると、児玉本社の小島鐵工所株式保有比率は、83.57%と新たに5%を超えたことが判明しました。

報告義務発生日は、2020年8月20日。